

教育条件確立の運動

△全ての子どもにゆきとどいた  
教育の実現を

西山正一

## 一 はじめに

本分科会では、開催要項にあるとおり、大きく二つの研究課題と五つの視点を設定しておりますが、発表された六本のレポートは、すべての課題を網羅しているとはいええず、討議もレポート中心に偏ってしまったことをお詫びいたします。

本年については、昨年と比べレポート数は増加しましたが、参加者の固定化傾向は変わらず、本分科会の特徴であった「多様な職種の方々が集って、様々な視点からの討議や交流ができる」ということが困難になりつつあります。

このような厳しい状況が早急に改善されることはないと思われるので、「教育条件確立」というと大きな運動に目が向いてしまいがちですが、参加者個々による小さな実践でも持ち寄り、今後とも地道な討議を重ねていきたいと思っております。

曲がりなりにも、各地域や学校の実態・実践を交流しながら提起された課題について論議を深めることができたのは、レポート発表者や参加者の皆様のおかげであり、活発な討議に深く感謝するしだいです。

## 一 レポートの概要

### 1 「学校給食費の無償化について」

上ノ国町立上ノ国小学校 笹谷 透

二〇一四年五月「日本創生会議人口減少問題検討分科会」より大変ショッキングな発表があり、二〇一〇年からの三〇年間で二〇歳から三〇歳代の女性が半減する自治体が全国で八九六市町村、道内では一四七市町村に達し、これらの自治体は出生率が上昇しても人口が増えず、将来的には自治体を維持できない可能性がある指摘した。上ノ国町は、四三四人から九七人と七七%の減少率で全国一、七〇〇市町村のなかで四八番となっていた。また、総人口も五、四二八人から一、九八八人と大幅な人口減少の推計で、この発表は大変な驚きであり、改めて危機感を持たされた。

このような中、現職町長は五月二〇日の上ノ国町長選挙の公約として、保育料の無料化、小中学校の給食費の無料化等を掲げ、その後一〇月より上ノ国町で学校給食費が無料化となり、更に保育料や学童保育料の無料化も実施された。檜山教職員組合上ノ国支部としても、永年にわたり組合員から集約した教育や勤務条件・子どもの安全と防災・生活と健康・町政や教育行政についての四項目の職場要求アンケートをもとに教育長交渉を行ってきた。この中で学校給食費の無料化実施を要望してきたが、こんなに早く実現したことへの喜びよりも驚きの方が先

で、実感するまでに時間を要した。

上ノ国町長選挙において四度目の当選を果たした工藤昇町長は、二〇一四年度町政執行方針の中で、人口の大幅な減少の中「(仮称)子育て支援対策基金」を新設し、保育料の無料化、小中学校の給食費の無料化等、子育て世代を支援する施策を大胆に展開すること、さらに、若者が子育てしながら生活できる状況をつくるため、産業基盤の強化を念頭に置き、農林漁業・商工業振興の施策の展開と安全安心な町づくりのために町政執行に当たることを表明した。

それを受け無償化の具体的な実施のための手順として、町長部局と関係部局で条例・規則等を作成・審議し議会の承認を得て一〇月より小中学校の給食費無料化が実施された。七月〜八月の校長会・教頭会で上ノ国町学校給食費補助金交付規則等の説明が行われ、九月八日には事務職員を招集し、給食費交付金説明会で具体的な事務手続き等について話し合われた。説明会の中では、規則や様式等を検討し保護者に分かりやすいお知らせや申請書にするために付け加えなどをした。

学校における手続きの流れは、

- ①学校より保護者宛に「学校給食費補助金申請の手続きについて」(町教委発「学校給食費補助金のお知らせ」・交付申請書・記入例が同封)を配布し提出してもらう
- ②四月二〇日までに申請及び委任状処理をする(初年度は一〇月二〇日・以下同様)、集計確認後町教委へ進達(四月二五日まで)

③町教委は、申請書により補助金決定に係る決裁(町長・副町

長・町教委)、四月末日までに負担行為書起票(学校から内訳書提出)

④町教委から学校へは上ノ国町学校給食費交付決定通知書にて通知される

⑤学校長宛に給食組合より該当月給食費相当額が請求され、それを元に学校長が毎月五日までに町教委に請求する

⑥町教委は請求書に基づいて該当月の支出命令を作成し、翌月一五日までに学校指定口座に振り込む

⑦当該学校長は、交付された補助金をもって給食組合へ速やかに支払う

⑧年度末には、学校長は、四月末までに実績報告書を町教委に提出する

⑨町教委は、実績報告書を審査し、学校へ上ノ国町学校給食費補助金確定通知書を送付する

という年度の手続きが終了する。

生活保護法に規定する教育扶助を受けている方、就学援助を受けている方は、除外されている。但し、要保護家庭については、教育委員会の要請で給食費の学校長払いが可能になる予定(一二月)である。檜山振興局保健環境福祉部社会福祉課福祉事務所としての要綱の改正作業、保護家庭への説明、委任状徴収(学校長経由で実施済み)などの作業のためである。

準要保護家庭については、すでに学校長払いをしているために特に問題はなかった。

しかし、上ノ国町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の適用をうけるので、町税(町民税・固定資産税・軽自動車税・

町たばこ税・鉱産税・特別土地保有税等）の払い忘れがあると除かれてしまう。税金が滞納されていても、分割等支払いする確約がとれた場合は除かれない。

まだ始まったばかりでどのような課題が出てくるのかわからないが、転入・転出による変更等これから経験することによって、改善点が分かってくるのではないかと思う。また、六年生から中学へ進学する時にどちらが申請書・委任状を配布するかなど細かな調整も必要となる。このような諸問題が出てきた場合は、町教委や各学校と協議し改善していかねければならないと思う。今後、他町も追従し給食費の無償化が檜山管内に広がっていくことを願っている。

## 2 「宗谷管内における就学援助の

### 現状と今後について」

枝幸町立枝幸小学校 永島 敦 史

枝幸町は宗谷管内の東南部、オホーツク海に面した細長い漁師町で、北見枝幸と言う方が通じやすい。かにの町と呼ばれ、かにで町おこしを行ったりしているが、現在は『夢想漣えさし（ゆめそうらんえさし）の枝幸町』で有名になりつつある。企業の撤退、急激な過疎化で今後の見通しは暗く、貧富の差が激しいこともあり、それによる問題も多々発生している。それに耐えきれず、町を後にする人も少なくは無いと感じる。過疎化に関する対策が急務と言いながらも、付け焼き刃的な単発対策

しか出来なく、長期的展望がなかなか軌道に乗らない。学校の児童も激減しており、現在は学級二クラスの三〇四名。全盛期は教室が足りないくらいの子童数だったが、現在は空き教室も増えている。この規模でさえ、先日、財務省の「一年生の三五人学級を廃止し四〇人学級へ」という案に戦々恐々となっている。いじめ問題を真剣に取り組む事によって増えた件数を「三五人学級とした効果がみられない」と、現場の努力を踏みにじって、自己都合で解釈するという暴挙である。現在の児童数を考えると、六年生が五八名だが、一年生の人数は四五名である。このまま推移すると、単純計算できないが、年間二名減少と仮定すると、遅くとも六年後には四〇人ぎりぎりの数となってしまう。

宗谷管内における就学援助の大まかな実態は、資料を参照いただきたい。各市町村により若干のばらつきはあるが、担当者からは、ほぼ国の基準に準じて行われているとのことだ。しかし、各市町村も過疎化という問題を抱えており、道財政よりは厳しくないという話は聞くが、財政状況はかなり逼迫している。そのため、認定基準はあるものの、「財源により収入が認定基準以下でも認定されないケースがあった」と聞いた事がある。また、認定基準ぎりぎりの収入であったがため、認定と非認定を繰り返すというケースを経験した事もあり、保護者へ明確に説明できずに悩んだこともある。市町村に一般財源（二〇〇五年より）で交付されるために「認定基準がある」のに「財源がなく切られる」と言った理不尽な事が現実におきてしまう。一般財源化により地方が就学援助の伸びを抑制したという事を示唆

していると思う。しかしながら、担当者は「子どもが安心して学校に通えるように」と努力している事も間違いないと思う。

現状での課題としては、やはり過疎化の問題と貧困が直接的な原因となり、そのことが各市町村財政に影響を与えている。教材費等の負担は保護者に多くのしかかり、給食費に関しては、稚内市で半額公費負担が始まり、徐々に保護者負担軽減の動きが始まっているが、公費で賄うとなると地方財政の関係で実施出来ないといったジレンマも生じている。その代わり、ほとんどの市町村で、中学校においては部活の遠征でスクールバスが使用でき、小学校では遠足などの行事にバスを活用できるなどの取り組みはされている。市町村教委も何とか一緒に努力してくれている点には感謝するとともに、「地域の子どもを守る」という点で地域を挙げて取り組んでいることを忘れてはいけない。学校だけじゃない、みんなで子どもを育てる取り組みは宗谷の教育の原点でもあり、今一度、考える必要があると感じる。

就学援助制度はどうしても『お金』がクローズアップされ、それを充てにしている保護者も少なくない。子どもが安心して学校に来られるためにと使われるはずのお金が、生活費や交遊費に変わってしまうと言った状況もある。滞納したために就学援助を解除されたというケースもあると聞く。私に対応した中では、当時は学校経由でなく要保護の様に直接家庭に出ているために、何度言っても納入されず、担当者と度重なる保護者への訪問と交渉の結果、学校経由で相殺の上、保護者口座に振り込むという方法に変えた。その際も、町村の規則で定められているため（場所によっては条例化されている）、議会での議決

が必要であった。そのため、いろいろ面倒な事もあったが、そうなる前までは渋い顔をしていた保護者が、「面倒じゃないから良かった」という始末。「お金がない」から払わないのではなく、「面倒だから」と言う親が増えていくのかもしれない。そのため、こちらがいろいろ準備をして、考えて、行動する事が必要になる・・・と言う事も今後増えていくのかもしれない。

また、宗谷管内には特別支援学級があるものの、特別支援就学奨励費が支給されていない町村がある。「家庭の経済状況」考慮して現在まで必要なかったのかもしれないが、不景気がこれだけ長く続いているにもかかわらず、その間はどうかだったのか・・・、きちんとしただ対応が出来ているのか？任せきりになっていなかったか？ケアは出来ていたのか？いろいろ考えられるが、今後早急に考えていかななくてはならない問題だと考える。なお、平成二五年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第二二条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象として拡充している（文部科学省HPより）。

就学援助の観点で、保護者負担軽減を考えるといろいろな事を考えさせられる。就学援助制度をきちんと運用するのは当然のことであるが、担当者にプロはなかなかいない。「わからない」担当の方が多い気がする。学校における窓口は管理職から分掌された事務職員になる。私たちがある程度ではなく制度をきちんと把握した上で運用する、また、その市町村での特徴を持ったものにしていき、最終的には子ども達の笑顔を学校で芯咲かせる努力をしていかなければならないと思う。子どもの笑顔は地域の華である。大切にして行ければと思う。

### 3 定時制通信制高校生における

#### 新就学支援金制度・奨学給付金制度 （全教定通部就学支援金調査より）

北海道旭川工業高等学校定時制 新保 敦

二〇〇九年民主党政権下で「高校生の学びを社会で支える」制度として、高校無償化法案が成立する。これによって二〇一〇年度から公立高校の授業料無償化が始まり、文科省の調査の結果でも授業料無償化の効果で公立高校生の教育費が二〇〇八年五一六、一八六円から二〇一〇年三九三、四六四円に減少した（文科省子どもの学費調査）。二〇一二年自民政権が復活すると、三年目の見直しにより二〇一四年から「所得制限による就学支援金制度」に変えられ、高校授業料無償化は廃止される。所得が九一〇万円未満の世帯の高校生には、就学支援金として公立高校授業料分を本人の申請により給付し、これを授業料に充てるものである。この制度の問題点は①授業料無償化が事実上崩壊した②所得が九一〇万以上世帯の高校生（二二％）と九一〇万未満世帯の高校生（七八％）が分断されること、だと指摘されてきた。

①については、二〇一二年政府が国際人権規約A一三条の留保をようやく撤回し、中等教育の漸次無償化をようやく国際公約したにもかかわらず、翌年にはこれを撤回し後退させた。世界の潮流が高等教育の学費無償化に進んでいる中、日本では中等教育の授業料の無償化すら後退している恥ずべき状況である。

安倍首相は「教育再生」と性懲りも無く言っているが、遅ればせながらようやく実施した世界的な公約を破棄するという、恥ずべき行為をやっている。

②については、九一〇万円以上の所得世帯から徴収した授業料を、低所得世帯への「奨学給付金」に充て、「教育の機会均等を実質的に保障する」と、これも恥ずかしげもなく言っている。そもそも教育の機会均等は、教育予算そのもので実現されなければならぬもので、これは憲法に定められた国々政府の重要な義務である。親の所得によって授業料を「出す者」と「出さない者」、さらに奨学給付金を「もらえる者」と高校生をさならざる階層化に追い込むことは決して教育の機会均等への前進にはならない。

定時制通信制高校での「就学支援金」制度では、所得が九一〇万円未満でも、一時的な負担が生じる可能性がある。二〇一四年二月、「就学支援金」制度において早くもこの制度の本質が表れる。定時制高校の中には、多くの「単位制高校」があり、その中には「授業料」ではなく「単位登録料」と規定されている学校が全国に少なくない。単位登録料は、入学・進級時に一年間の履修科目を登録するときに現金や収入印紙で支払うシステムになっている。このため二〇一四年の新入生に対して、単位制高校の一部で入学時に単位登録料（授業料）を一旦全額前納しなければならぬという事態がおこる。北海道の有朋高校でも問題が起こり、入学直前まで道教委は「事前徴収」にこだわる。北海道の道議や国会議員も有朋高校の「事前徴収」を問題視し、文科省から数回にわたって「事前徴収しないよう」通

知が出る。入学式直前の三月二七日、二〇一四年は事前徴収しないことで、新入生の一時負担がなくなった。

また、事務量の膨大と事務手続きの混乱もある。定通制の高校に入学する生徒には、学び直しのために入学する生徒も多い。しかし就学支援金制度は、給付の年限があり（授業料無償化の時から、修業年限に限定されていたが、北海道は独自で負担していた）在学中全ての生徒に給付されるものではない。また、学び直し支援として一旦退学して再度入学した者は二四ヶ月の猶予がある。また奨学給付金に教科書代が積算されているため、今まで行われていた教科書補助がなくなった自治体もある。教科書補助制度が残っていても、生徒が一旦購入する必要が生じた。二〇一四年九月に行った、全教定通部による臨時調査の間集計では、四月の手続きで、在籍者の比率で見ると夜定八三・二％、多部制八八・三％、通信制六二・八％が就学支援金の申請を行っている。定通制に勤務している私達の実感は、九一〇万以上世帯はほとんど皆無である。しかし調査では、文科省が試算している七八％とそれ程差が無い。その理由の一つは留年者だが、もう一つの理由は申請漏れ・未申請者の存在だ。制度の周知がされていないことと、手続きの煩雑さ、また所得証明が困難な世帯があることが原因である。また通信制での申請率が少ないのは、文書連絡ではなかなか周知できないからである。現場の事務量も激増し、この周知に手間取っている。大阪府では「高校授業料無償化」実施時に、事務職員が削減された。しかし今回事務量が膨大になる中、派遣の事務職員を現場に送っている。北海道では、就学支援金対象となる世帯への周知がさ

れず、数十名の四月の授業料を徴収してしまい、後日返還した学校もある。通信制ではこれまでの高校入学経験のある生徒に對して、これまでの在籍期間を考慮して、学び直し支援などの制度を使えば一番生徒に有利になるかチェックが必要とされている。定通制で学ぶ殆どの生徒が、就学支援金の該当者になることを考えれば、このような事務作業に費やす労力・費用が無駄であり、まずは定通制の生徒全員に就学支援金を充てるべきである。

二〇一四年度所得制限によって捻出したお金がどのように使われているかということに関して、一月五日の参議院予算委員会での文科省の回答によると、所得制限によって捻出した金額二九五億円に對し、半分の一四七・六億円は不明となっている。これについて文科大臣は「残りのお金は、新しい制度などで各自自治体で新しい各自自治体で新しいソフトや人の開発に約一〇〇億円使った」と回答している。経費や費用で約一二〇億円かかっているのに對して、「低所得層に手厚くする」とうたった「奨学のための給付金」については二八億円である。該当世帯にあたるようにしつかり周知するとともに、給付金の金額を増やすことも可能な状態あることが分かるが、それ以上に事務費用や開発費がいかにも無駄にかかっているかが分かる。また本来の文科予算で充てられなければならないもの（例えば、海外の日本人高校生への支援七、〇〇〇万円）もこの中に含まれていて、今後文科予算の枯渇が、所得制限額を下げることで賄われることも危惧される。

#### 4 定時制高校の役割と問題

～外国人生徒の受け皿として～

～定時制の生徒にとつての

給食について～

北海道旭川工業高等学校定時制 樋上 論

私の所属する北海道旭川工業高校定時制は、道北唯一の三間口定時制高校です。学科は、電気科、土木科、建築科の三学科で生徒数は七八名、うち電気科は、一年生一〇(〇)、二年生一一(〇)、三年生一一(二)、四年生七(一)、括弧内は女子。生徒は中学校時代不登校の生徒が二割から三割を占めているが、高校進学後は皆勤やほとんど休まない生徒がほとんどである。今年度は電気科の一年生に三名の外国人(ベトナム人)が入学してきたが、北海道から受け入れるよう指示はあるが、予算・人員などの制度は北海道、国ともに整っておらず現場は困惑している。

進路は、就職がほとんどであるが中には専門学校や、高等技術専門学院などへ進学するものもいる。特別支援が必要な生徒も多く、進路に当たっては若者サポートステーションや、ハローワークなどと就労支援を行っている。

本校も、生徒募集のためさまざまな活動を行い、二一年度からは不登校や問題を抱える生徒の進学先としてアピールしてきた。その甲斐むなしく、二六年度から建築科、土木科が集約され土木・建築科となり職員も一人ほど削減される。これによって、今までのようにここの生徒に対するきめ細かなサポート

ができるのか、また職員の負担に関しても問題がある。さらに二六年度から夜間給食が民営化され、質の低下（味・量・温度・対応など）があり、調理員の場合と比べてひどい状況である。

本校の定時制課程においては、今年度が最初の外国人入学ではない。過去にも、ロシア人や、ベトナム人が在籍していた経緯はある。今年度は本校で初めて同学年の同学科に三名同時に入学したということが特別なのだ。生徒のうち一名の兄弟が本校の卒業生（前記のベトナム人）であり、彼らの働く会社が、隣町にあるベトナム人卒業生の夫の経営する会社ということから入学した。入試前に本校を尋ねてきたとき、彼らはほとんど日本語がわからず、ひらがなは若干書ける、漢字は居住先くらいが精一杯であった。三人に個人差があり、一名は日本の夜間中学に在籍していた経験があるため、若干の日常会話は可能であった。

彼らは不法就労でない外国人であり、ベトナムの中学校は卒業している。ところが、入試の際には北海道の入試選抜要項にしたがって手続きをする。住民票や身分証はあるが、中学校に受験票をとりに行くことなどできない。道は、彼に中学校の卒業証明を提出するよう求め、提出したが本校職員は当然として、局・本庁を含む誰もベトナム語を読める職員はいなかった。提出書類が読めないのに提出させたことの疑問がある。また、読めないのであれば関係機関に相談するべきではなかったのかと強く思う。

入学にあたり職員会議等で受け入れにあたり、学校体制を整えること（人員配置や増員等も含め）を管理職に訴えてきた。

管理職も対応すると約束していた。入学が決定し、担任の先生が外国人入学生の対応について各教科担当の先生にアンケートを実施した。多くは、板書や言葉に理解が難しくTTで対応している、人材を増やしてほしい、教材を何とかしてほしいというものであった。このことについて管理職に対し再度要望したが、校長は強い口調で「校内体制を作ってください（人材補強なしで）、私が作りましょうか！（勝手に組織するぞ）」などというばかりで、管理職の責任で入学させたことに少しも責任を取らないどころか、われわれが仕事をしていないかのような言い草である。結局、どの教科の先生も空き時間にTTを組んだり放課後の補習を組んだりしながら対応している。ただ、学科数減少に伴う人員減の影響で職員数が減り教科によってはTTが不可能なものも多く、かなりの負担になっている。

結局現在も講師やサポート教員はついていない。管理職がまったく動かなかった春先、担任の先生が自ら調べ、教育大学の旭川校にベトナム人教員がいることがわかった。その先生に、コンタクトを取りサポートしてもらえないかお願いしたところ、了解していただいた。しかし、ここで予算の壁にぶつかる。まず、正式な時間講師ではなく（TTのための要員であること）、毎回来るわけではないことなどなどの理由で、結局その先生は二週間に一度ほど、交通費もなく、ボランティアでサポートに来ていただいている。管理職が本庁に聞いても、外国人に対応した制度が見つからず、予算がつかなかった。七月にサポートティーチャーという制度があることがわかり（特別支援や、進学サポートに使える制度）これに本校も応募するが、結局釧路

湖陵に一名予算がついただけであった。

ベトナム人生徒は今後三年間在籍するわけであり、言葉の問題はなくなる。また、本校定時制の学科減に伴い今後二年間に六名の教員が減る。その中で、現在でも厳しいサポートは、実施不可能だと容易に予想できる。文部科学省が、新しく示した中教審のまとめの中で、支援の必要な生徒に増員などをする事が盛り込まれた。これによって北海道も制度を作るべきだと考える。また、道内の定時制高校は本校だけではなく、外国人生徒の問題を抱えている。学校独自の対応だけでは厳しいので、今後は外国人生徒の語学サポートなど細かい対応ができる予算と制度を早急に作るべきである。

本校の給食は職員生徒を合わせた米飯食数が九八食、生徒は米飯六五名、パン給食一六名。給食調理員さんは、民営化前から二名体制、給食の回数は一日二回（行事の際は変更）で、一七時〇〇分～一七時四〇分と一八時三〇分～一八時五〇分である。メニューは、民営化前は学校独自で考えており、民営化後は道教委の基本メニューをアレンジしたものになっている。一食あたりの金額は二三〇円である。

給食は二六年四月から美唄にある「角谷」が旭川商業高校定時制とともに落札し給食を提供している。旭川商業は以前の業者から角谷に替わっただけであり調理員さんは同じである。本校の場合、業者は決まったものの、採用が間に合っておらず四月から七月までは美唄の角谷本社から調理員二名が通って調理していた。七月によく、旭川でパートの調理員さんを採用し現在に至っている。味は民間に変わって非常に落ちた。薄い

味付け、冷凍野菜の多用（切る工程を省くため）、野菜を加工済みにしたことの費用がかさみ、また道の基準のものを作ろうとするため、おかずの量、ご飯の量が大幅に減った。味は、「本当に味見していますか？」といたくなくなるほどの回数が五〇%くらいである。暖かいものを提供しようとする姿勢が低いため、かなり前に作ったものを並べている。職員が調理員さんであったときには、どの生徒に対しても平等にやさしく接していたが、現在は一部の仲のよい生徒だけ特別扱い（大盛り等）するなど不満が多い。

民営化前にはなかったことであるが民間業者変更後に、異物混入事故（タワシの毛のようなものが混入し生徒一名が不調を訴える）、焦げ給食事故（焦げた給食へとても食べられない状態）を美唄の本社の判断ミスによりそのまま提供、かなりの生徒が不調を訴える）、別施設の調理を行った事件（角谷が本校の給食調理室において別施設で提供する給食調理を行っているところを本校職員に確認され謝罪する）などが発生している。

あまりにも給食の質が低下し、生徒の不満がたまってきたため生徒会でアンケートを実施した。民営化まえに旭川教頭会が実施した結果、とても美味しいが五八・四%、美味しい三六・七%、美味しくない四・九%なのに対して、職員の給食調理員経験生徒（二〜四年生）の現在の給食に対する評価は、とても美味しい四・四%、美味しい五五・六%、美味しくない四〇%。一年生でもとても美味しい一一・八%、美味しい六〇・三%、美味しくない二七・九%と美味しくないが多い。とても美味しいと答えた生徒は全校で一〇名しかいない。定時制の生徒は、

複雑な家庭環境の子が多く、この給食が一日の唯一の食事である子もいる。その中でこの結果は異常としか言い表せない。

道教委は、現業職をなくすことに必死になりこれが財政縮減につながると訴えてきた。これに対し、道高教組現業部は、「学校が大変になる、生徒に温かい給食を」と訴えていた。結果として、公務補さんがいなくなり修理修繕に時間がかかる。割れたガラスも長い時間開放される。給食は最初のころは入札業者もいたが、採算が取れない事業とわかると即撤退。事業者の決まらない地域は、高額で随意契約している。業者間での担当割や談合が行われているのではという疑念は、入札結果からわかる。さらに、年々契約金額が高額となり、現在では、道独自採用のほうが格安であった状態になっている。

安い行政を行おうとした結果が裏目に出ている。金銭面以外でも、生徒に対する業者の対応は良いとはいえない。当然、雇用が安定しているわけでなくせつかく生徒と信頼を築いても、いつまで続くかわからない。これは、生徒の側からも言えることである。

日本の教育は、教員がすべてを行う異常な体勢のもとで行われている。他の先進国では教員以外の職員、スクールソーシャルワーカー、教育補助員（専門職）など多くの職を置き、より細かく生徒をサポートしている。日本の教育の場合は、その細かなサポートの一部を現業職員が担っていたことは明らかである。今後、当局は生徒の立場に立った費用対効果で給食をはじめとした民営化が正しかったかを見極め、正すところは正し、元に戻すべきは速やかに戻すべきであると考える。

## 5 普通科単位制における農業系科目

### の学習内容と実施上の課題

（全国初となる二〇一五年度音更高校の試みから）

北海道音更高等学校定時制農業科 高野 正

〈基本的に9分科会のレポートなので、経緯と課題についての  
み記述する〉

道教委は、二〇一二年九月公表の「公立高等学校配置計画」（一  
三〜一五年度）において、音更高校昼間定時制農業科（以下、単  
に農業科と記す）を募集停止にするとともに、合わせて二〇一  
五年度から従来の全日制普通科を「単位制」に移行することを  
決定した。こうした全日制普通科の単位制へと移行する背景に  
ついて、地元新聞によれば、「（農業科の募集停止を受けて）  
地元関係者が、入学定員減に反発する一方、農業科の施設や教  
育の活用を道教委に働き掛けていた。このため、普通科単位制  
の中で農業系科目の教育を実現する案が浮上」した、あるいは  
「音更高には約二〇ヘクタールの学校林や温室、ビニールハウ  
ス、農業機材などがある。また、生徒が町内花壇づくりなどに  
取り組んでいることなどから、『花の音更高』として、地域か  
ら親しまれている。このため、町教委などは道教委に対して、  
これまでの農業科の特色を生かした学校づくりを要望していた」  
などの経緯が報じられた。

そして、結果的には道教委から、「道教委は、二〇一五年度  
に普通科単位制へ移行する音更高の授業科目に、造園、園芸な

どを学ぶ『環境デザイン』（仮称）を導入する。道教委によると、普通科単位制に農業分野の科目を取り入れるのは道内初で、全国的にも珍しい」や「全国的に環境デザインや都市設計を学ぶ大学・専門学校、環境デザイン学科を置く高校はあるが、普通科で環境デザイン系科目を学べる先例はない」といった、音更高校の（新しい）学校像（モデル）の端緒が示されると同時に、「『地域の期待にこたえてまちづくりにもつながる教育内容を構築し、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う学校にしたい』（新しい高校づくり推進室）」「観光庭園など十勝の資源を活用したまちづくりが行える、地域の担い手となる人材を育成したい」など、普通科単位制における農業学習の意義が強調された。

課題と展望（交流したい論点など）

①そもそも論として、普通科単位制や「環境デザイン」が地域（地元の子どもたち、保護者、そして住民）のニーズであったのか。

②普通科において、「環境デザイン」を含め、農業系科目が設置されることについて、教職員間で正しく認識されたのか。

③「地域環境」は一年生全員が履修することになるので、その具体的な実施方法について（たとえば、作業着の件、四〇人を四クラス展開する件、一単位なので実習を効果的に行えるのか…）。

④「地域環境」「環境デザイナー・ロ」では、外部講師による授業となるので、その具体的な実施方法について（たとえば、講師による授業は何時間位行われるのか、それは教育効果が

期待できる程度のものなのか、永続性はあるのか、授業以外の実務（教務的なもの）はどのようにするのか…。

⑤①にも係わって、「出口」⇒進路先（就職・進学）の確保や達成は大丈夫なのか。

⑥いままで定時制農業科に一定数入学してきた、困難や課題を抱えた子どもたち（中学生）の進路（⇒就学・学習権の保障）について、どのように考えればよいのだろうか。

## 6 給食室・パワハラとのたたかい

北海道札幌東高等学校定時制 松野修江

道高教組は、学校給食も重要な教育条件ととらえ、その充実に向けて長年運動をすすめてきた。とりわけ、夜間定時制で働く非常勤給食調理員の方々は、現業職員部に結集して署名活動や道教委への要請行動などに毎年精力的に取り組んでいる。本校の調理員さんも現業職員部の役員として道教委交渉で発言するなど、積極的に活動してきた。その結果「要求が前進した！」という報告ができれば何よりだが、道教委や一部の管理職の対応は「真逆」なものであった。本校の調理員さんに対する「パワハラ」とそれに対する取り組みについてふり返り、今後の職場での運動のあり方などについて考えたい。

道高教組では毎年、道教委交渉の場で、非常勤給食調理員の待遇改善についてとりあげ、現場の実態を訴えてきたが、満足する回答はなかなか得られず、最終交渉まで持ち越されること

はほとんどなかった。しかし二〇一一年度は本部役員の奮闘もあり、現場の実態を教育長に直接話す機会を得ることができた。  
〈発言内容については省略〉

道教委からの回答はなく、組合側の「主張」という形ではあったものの、教育長が直接話を聞いたからには、行政としても何らかの対応をとらざるを得ないはずだが、その後の「対応」は、私たちの期待とは異なるものであった。

教育長交渉の後、本校には道教委から調査や問い合わせなどがあり、クーラーの設置やパソコンの導入など一定の「改善」はあった。一方で、当時の事務長から調理員さんに対し、「交渉で何をしゃべったのだ」「今の待遇が不満なら別の職場（仕事）に変わったら」というような発言があった。また、本校の定時制職員室で給食の重要性は共通認識となっていたものの、「給食費の未納が多いからチケット制にしたら」「調理員さんは臨時職員？」などということが雑談で語られることもあったため、まずは職場内の理解をはかる目的で、「非常勤給食調理員の労働条件改善を求める運動について」〈内容については省略〉という文書を配布した。

このとりくみで、調理員さんの勤務実態などに対する職場内の理解はある程度すすんだ。また、管理職にも「牽制」の意味合いもこめて配付した。やがて事務長のパワハラ発言も聞こえなくなくなり、「一件落着」のはずであった。

ところが翌年の三月、定年退職間近の事務長から調理員さんたちに対して、「負担軽減」を口実に「業務分担を変えろ」との指示があり、二〇一三年度から業務分担の変更を余儀なくさ

れた。これは、組合活動を理由とした「仕事はずし」であることは明らかであり、その後校長や新任の事務長とも話をしたが事態の進展はなく、本校の給食の今後が危ぶまれるような状況にもなった。そこで、「給食調理員さんの勤務問題について」という要望書を出すこととなった。〈要望書は省略〉

本校では毎年、分会と管理職との間で「年度初めの確認事項」について話し合いの場を設けている。二〇一四年度の「確認事項」の文書には、「給食調理員（非）の業務分担に不都合が生じているため、早期に二〇一二年度以前の形に戻してください。業務分担のあり方は勤務条件に関わることから、使用者が労働者と協議し、合意したうえで決定するべきです。」「備品の設置や修繕などをする際には現場の給食調理員（非）の意見・要望を聞くなど十分協議して欲しい。」という項目を入れた。さらに六月には次のような要望書を事務長と事務主任に提出し、業務分担については六月中に回答するよう求めた。七月下旬になって事務長から話があり、一年以上かけてようやく分担がもとにもどることとなった。

教訓と課題として以下のとおり整理した。

① 「一致する要求」を、適切な時期に適切な相手へ

二〇一三年四月に新事務長が着任したが、分会と管理職との話し合いがなかなか設定できず、七月までずれこんでしまった。

また、その際の「確認事項」の文書は前年と同じ「給食調理員（非）の時間外勤務に対しては、人員配置や手当の支給を行うべきであり、そのために正確な労働実態を把握し、道教委に上申してほしい。」のままになっていた。その場で業務分担の話

もしたが、「変えたばかりなので、しばらくようすを見たい。何か不都合があれば考える。」との回答にとどまった。「元の分担に戻せ」という要求をこの時点で出すべきだったのに、当時はそこまで考えが及ばなかった。

その後は現業職員部のみなさんと分会で(主に公務補さんと)相談しながら、変更後の業務の実態をつかむことや、改善方向について模索を続けたがうまくいかず、時間が過ぎてしまった。三月には次年度の分担をめぐって調理員さんどうしが一層気まぐずくなってしまい、事務長や教頭が「仲裁」に乗り出す事態となった。そこで、問題の大本は前事務長のパワハラにあること、「分担を元に戻す」ことについては二人の意見が一致していることから、今年度はその一点に集中して要求することとした。六月の「要望」については、調理員さんのメモをもとに作文をして何度か書き直し、調理員さん二人にチェックしてもらったうえで提出したものである。この作業の中で徐々に、「要求を練り上げる」過程の大切さを実感した。

## ② 「パワハラ」を生み出す「役所の論理」「自己保身」

「教育長が直接話を開いたからには、行政としても何らかの対応をとらざるを得ないはず」との予測は当たっていた。しかしその「対応」とは、「現場の要求を入れて全体の労働条件を改善すること」ではなく、「教育長の前で発言した個人に対して何かすること」であり、要求もしておらず当事者の意見も聴かない、結果として使い勝手の悪い施設改修(いかにも「お役所仕事」!)であった。「教育長の手前、自分たちのできることはやった、だから時間外勤務があると言わせるな、そうなる

のは個人や管理職の問題」というのが「役所の論理」であり、校長や事務長には有形無形の圧力がかかっていたのである。

（七月になってようやく回答した事務長の第一声は、「分担を元に戻しても、時間外勤務はしないよね？」であった）。

「上からの圧力」と「自己保身」の欲求は、仲間内での考え方や立場の違いなど少々の差異につけこみ、「分断」をはかりながら、弱い立場の人へ向かう。「権力」が声を上げる者を黙らせようとする「手口」を垣間見た気がした。だからこそ、「一致する要求で団結する」という労働組合の原則の大切さをあらためて感じた次第である。

③もとに戻っただけで「前進」はしていない、さらには非常勤職員の報酬引き下げ提案まで！

道教委は給食調理員について、「調理作業やそれに伴う衛生管理などの業務に従事し、各学校における地域の実情や生徒の個々の健康などに配慮した、安全で安心な、そしておいしい学校給食の提供に日々努めていただいている」（二〇一二年一月教育長交渉）としている。しかし、契約は一年更新で四分の三勤務の非常勤、報酬を低く抑えながら退職金はなし、二〇〇六年以降は「民間委託化」とそれに伴う退職不補充による「再配置」など、ありとあらゆる攻撃をかけてきた。さらに今年は「定数内職員との均衡を図る」との理由から、一般非常勤職員の「五歳昇給停止」「六〇歳超の報酬大幅引き下げ」を提案、まさに「いやならやめろ」と言わんばかりの北海道あげての「パワハラ」である（さすが「公営ブラック企業」！）。

この道理のない賃金削減攻撃に対しては、賃金確定交渉の重

要課題に位置づけ、たたかっている最中である。また、安全・安心でおいしい給食を守るためにも、給食調理員の待遇改善をもとめるたたかいを引き続きすすめていかなければならない。

最後に、九月下旬、道議会議員の真下紀子氏（日本共産党）から、「給食調理員の勤務実態について聞きたい」との要請があり、現業職員部の役員二人が現場の実態を直接話すことができた。その時の話をもとに、真下議員が道議会で調理員の勤務実態の改善を求め、教育長が「定期的に実情を把握し、改善充実に努めたい。」と回答した（「しんぶん赤旗」一〇月二五日付）これは道議会という場での教育長の「答弁」であり、二年前の交渉時以上の「効力」があることから、今後何らかの動きがあると考えられる。それが行政の「保身」のためでなく、少しでも要求前進につながる「動き」であれば、と願ってやまない。今回は職場の中のささやかなとりくみの報告であるが、要求実現のためには、職場や労働組合の中の運動や、本部―本庁間の交渉のほか、国や道などの行政、そして政党や議員にも働きかけるなど、多面的な動きをすることが不可欠である。さらには、議会で「まともな質問」をする議員を増やすことも、要求実現のための大切な一歩だとあらためて感じている。

## 二二 討議のまとめにかえて

紙面の関係から、個々のレポートの詳らかな討議内容についての記述は控え、簡単にまとめを述べます。

「学校給食費の無償化について」は、こちら側からの働きか

けではなく、町長の選挙公約として実施されたものではありませんが、周辺の町村に波及し、広く給食費の無償化が前進することを切に望むものです。また、無償化であるにも関わらず手続きが煩わしいという改善の余地があることも指摘されました。

「就学援助の現状と今後について」は、国が定めた制度として存在するにもかかわらず、二〇〇五年度より補助金から一般財源化されたことなどを契機に、市町村の認定基準等に格差がある現実が明らかにされました。子どもの学習権や就学権を保障するための制度であるという認識の不足も指摘されました。

「就学支援金制度・奨学給付金制度」は、今年度から新たに始まった制度について、全国的な傾向と定時制高校の実態を踏まえ、問題点が明確に述べられていました。新制度が「低所得層に手厚くする」という当初の目的を確実に実行させるための手立ての必要性が確認されました。

「外国人生徒の受け皿としての定時制高校」は、外国人を生徒として受け入れるための制度や予算が整っていない中での現場教員の苦勞が明らかにされました。また、「定時制の生徒にとつての給食」は、安上がりの教育行政を行おうとした結果が裏目となっている実態が語られました。道教委が生徒の立場に立った政策転換をはかるきっかけとして、今後も具体的実態を一つ一つ取り上げ、正していく必要があります。

「普通化単位制における農業系科目…」は、道教委が推進する高校統廃合における「多様化再編」の最たるものであることが述べられていました。今後、「多様化」された高校の実態を明らかにしていくことで、地域や子どもに及ぼす影響について検

証していく必要性があります。

「給食室・パワハラとのたたかい」は、給食調理員さんという職場で弱い立場の方々の要求を吸い上げ、実現のため分会として、労働組合としていかに行動していくか示唆に富む報告でした。たとえ要求の実現が難しいものであっても、一連の分会としての行動は、間違いなく周りの教職員に組合の存在感を与えているのではないだろうか。

今回の分科会は、レポートが増え（特に定時制高校のレポート参加が四本あった）、内容も多岐にわたったため、レポートの討議が中心となりました。定時制高校の参加者が増えたこと事態は嬉しい誤算でしたが、一般参加者とりわけ教員が少なく、広がりには欠けることは否めません。

次年度も「高校授業料無償化廃止」の現場への影響や、公立小中学校の公費私費負担に関わる実践の報告をさらに求めるものです。

小さな実践でもレポートにして持ち寄り、課題解決に向けて討議すること、そして、様々な職種・立場から、校種や職種を超えて各々が抱える課題を共有することが今後とも必要であることが確認されました。

（白糠町立白糠小学校）